

○南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第41号

改正 令和6年4月1日告示第58号

改正 令和7年4月1日告示第1号

改正 令和8年4月1日告示第31号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域経済の活性化並びに空き家及び空き床（以下「空き家等」という。）の利活用を図るため、起業、移転及び第二創業（以下「起業等」という。）に要する経費等の負担を軽減することを目的として予算の範囲内で交付する起業等及び空き家等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届」という。）により、市内で新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、市内を所在地として法人登記を行い、その法人が市内で新たに事業を開始する場合

(2) 移転 すでに市外で事業を営んでいる個人事業主又は法人が、市内に事業所所在地を移転することをいう。

(3) 第二創業 すでに事業を営んでいる個人事業主又は法人が、すでに開始している事業とは別に、市内で新たに事業を開始することをいう。

(4) 起業日 個人事業主にあつては税務署への個人事業の開業届出日、法人

にあつては設立年月日をいう。

- (5) 事業所 起業等を行う場所をいう。
- (6) 空き家 市内に所在し、現に居住していない建物（居住しなくなることが予定されているものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 所有権に係る登記がされていない建物
  - イ 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）が業として売買の対象としていないもの
  - ウ 市長が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等と認めたもの
- (7) 空き床 市内に所在し、主として事業の用に供する目的で建設された建物やオフィスの一室をいう。ただし、前号のアからウに掲げるものを除く
- (8) 取得 売買により事業所又は空き家等の所有権を取得することをいう。
- (9) 移住者 起業日から3年前までに市に転入し、市内へ転入する直前3年以上連続して他の市区町村（洲本市及び淡路市を除く。）に住んでいた転入者又は転入予定者（法人にあつては代表者又は従事する者）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、市内で新たに起業等する者（法人にあつては代表者）であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内で起業し、又は起業等を予定している者であつて、市内に居住し、又は居住することを予定している者
- (2) 起業等する事業の代表者、かつ、実質的な経営者であること。
- (3) 南あわじ市商工会（以下「商工会」という。）が開催する起業セミナーを受講（すでに受講している者は除く。）又は受講予定であり、商工会から推薦を受けた者又は受ける見込みのある者
- (4) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係でないこと。

- (5) 市税等を滞納していないこと。
  - (6) 商工会に加入する意思のあること。
  - (7) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者は補助の対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業
  - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
  - (3) 代表者名の変更等、形態や内容に何ら変更のない事業継承による起業等(後継者が事業を引き継いだことを契機に業態を転換し、起業等する場合を除く。)
  - (4) その他市長が補助の対象として適当でないと認める事業  
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、起業等に必要経費として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額、時期、内容等が確認できるものであり、起業日前12月から起業日後3月の間に要した次の各号に該当するもの(第8号に規定するものは、起業日前24月から起業日まで要したもの)とする。

- (1) 事業所の賃料及び共益費
  - (2) 事業所の外装、内装及び設備工事費
  - (3) 起業等に要する備品購入費(1万円以上に限る。)
  - (4) 起業等に要する広告宣伝費(外注費を含む。)
  - (5) 事業所に係る光熱水費
  - (6) 事業所に係る通信費
  - (7) 事業所の備品賃借料
  - (8) 空き家等の取得費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 国、兵庫県又は市から他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の対象となった部分の経費
- (2) 敷地造成及び外構工事に要する費用
- (3) 住宅の用に供している、又は供する予定の部分に要する費用
- (4) 申請者が直接施工する工事に要する費用
- (5) 前項第1号、第7号及び第8号の費用の対象が、本人、配偶者、父母、子の所有するものであるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として適当でないと認める経費

### 3 補助対象経費が100万円未満のものは補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、基本補助金の額及び加算額の合計額とする。

2 基本補助金の額は、前条第1項第1号から第7号までに規定する経費のうち補助対象者が支払った額を2で除して得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と150万円を比較して少ない方の額とする。

3 加算金に係る項目及び加算額は、申請者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第4号に規定する加算額は、前条第1項第8号の額を3で除して得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と加算額を比較して少ない方の額とする。

- (1) 女性であるとき 30万円
- (2) 移住者であるとき 30万円（2人以上の世帯の申請又は従業員が移住する申請の場合にあっては50万円）
- (3) 事業所等の所在地が離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条で指定される離島をいう。）又は辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条に規定する辺地をいう。）であるとき 20万円
- (4) 前条第1項第8号に係る経費があるとき 100万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、起業日の翌日から起算して2年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 申請者が法人の場合は、法人概要書（様式第4号）
- (5) 事業所及び空き家等の付近見取図
- (6) 事業所及び空き家等に係る賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (7) 推薦書（様式第5号）
- (8) 誓約書（様式第6号）
- (9) 世帯全員の転入前3年間の住所が確認できる戸籍附票（前条第3項第2号に該当する場合に限る。ただし、住民票の写しで転入日の直前3年以上連続して他の市町村（洲本市及び淡路市を除く。）に住んでいたことが証明できる場合を除く。）
- (10) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定通知）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、適当でないとき認めるときは、起業等及び空き家等活用支援事業補助金不交付通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付決定変更承認申請書（様式第9号）に第6条各号に規定する書類で変更に係るものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定又は前条の規定による承認（以下「交付決定等」という。）を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、速やかに起業等及び空き家等活用支援事業実績報告書（様式第10号）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 世帯全員の住民票の写し（申請時の住所と異なる場合に限る。）
- (4) 個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し
- (5) 未納税額のない証明書（発行日から1月以内のもの）
- (6) 法人の場合は、法人の登記事項証明書
- (7) 許認可等が必要な業種の場合は、当該許可書等の写し
- (8) 対象経費にかかる金額、時期、内容等が確認できる書類の写し
- (9) 空き家等の登記事項証明書（空き家等を取得する場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の実施結果が交付決定等の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知があったときは、起業等及び空き家等活用支援事業補助金請求書（様式第14号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定を受けた日の属する年度末から起算し5年を経過するまでの間に、補助事業に係る事業を市外に移転したとき。
  - (2) 市外に転出したとき。
  - (3) この告示の規定に違反したとき。
  - (4) 偽りその他不正な手段により交付決定等又は補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により交付決定者に通知するものとし、規則第17条の規定により補助金の返還を命じるときは、起業等及び空き家等活用支援事業補助金返還命令書（様式第16号）により通知するものとする。

（事業実施状況報告）

第13条 補助事業者は、交付決定を受けた年度の翌年度から5年度目までの間、毎年1回、補助事業に係る事業の継続状況について、市長が別に定める方法により報告を行うものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの補助金の交付決定を受けた者に対する補助金の取消及び返還並びに事業実施状況報告に関する規定の適用については、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 この告示による改正後の南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適

用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示58号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第4条の規定にかかわらず、令和7年度末までに起業した補助対象者及び商工会主催の起業セミナーの受講を修了した者に係る補助対象経費の範囲については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者住所  
申請者（代表者氏名）  
事業所所在地  
事業所名  
電話番号  
メールアドレス

年度において、起業等及び空き家等活用支援事業補助金を交付願いたく、南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 業種、事業所の名称及び所在地

	業 種	
事業所	名 称	
	所 在 地	
	所有者の住所	
	所有者の氏名	

2 補助金交付申請額 円 (①基本補助額+②加算金合計)  
①基本補助金 円 (経費の1/2※千円未満切捨て、上限150万円)  
②加算金合計 円  
内訳  女性 円  離島辺地 円  
 移住者 円  空き家等取得 円

3 起業した日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 法人概要書（様式第4号）（申請者が法人の場合）
- (5) 事業所の付近見取図

- (6) 事業所に係る賃貸借契約書（事業所を賃貸する場合）又は売買契約書（事業所を取得する場合）の写し
- (7) 推薦書（様式第5号）
- (8) 誓約書（様式第6号）
- (9) 世帯全員の転入前3年間の住所が確認できる戸籍附票（加算金（移住者）を申請する移住者の場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

様式第2号 (第6条関係)

事業計画書

1 補助金について

	費目	具体的な費目	月額	使用月数	金額		
基本補助金	事務所開設費	賃料、改修工事、設備工事、備品購入費					
		広告宣伝費、出展料	/	/			
	起業後の経費	光熱水費、通信費					
	合計						
	合計の2分の1						(A)
	基本補助額の上限額						(B)
	(A) と (B) を比べて、低い方の金額を記載してください						(C)
加算金	女性 30万円						
	移住者1人 30万円						
	移住者2人以上 50万円						
	離島辺地 20万円						
等取 (空き家等取)	空き家・空き床の取得額						
	取得額の3分の1					(D)	
	加算金(空き家等取得)の上限額					(E)	
	(D) と (E) を比べて、低い方の金額を記載してください					(F)	
		①基本補助金				(C)	
		②加算金合計額				(F)	
		補助金交付申請額				(C) + (F)	



補助金		円	
		円	
借入金		円	
		円	
自己資金		円	
合計		円	

⑤起業時の必要経費

(単位：円)

項目		金額	
土地	所有地	m <sup>2</sup>	円
	借地	m <sup>2</sup>	円/年
建物	所有物件	m <sup>2</sup>	円
	借用物件	m <sup>2</sup>	円/年
	施設改修	m <sup>2</sup>	円
		m <sup>2</sup>	円
設備	(設備・備品取得分)		円
			円
			円
運転	(商品仕入・人件費など)		円
			円
小計	取得(土地・建物)		円
	賃借(土地・建物)		円/年
	改修		円
	設備		円
	運転		円
合計			円

⑥空き家等の取得について

※空き家等の取得がある場合は下表に記載してください。

取得日	年	月	日	延床面積	m <sup>2</sup>
構造			階建て	敷地面積	m <sup>2</sup>

⑦主な取引先、取引条件等

	取引先名	所在地
販売先		
仕入先		
外注先		

⑧事業の見通し（月平均）

（単位：円）

		起業当初	軌道に乗った後 （ 年 月頃）	積算根拠
売上高①		円	円	
売上原価（仕入）②		円	円	
経費	人件費	円	円	
	家賃	円	円	
	支払利息	円	円	
	その他	円	円	
	小計③	円	円	
利益①－②－③		円	円	

※人件費について、個人営業の場合、事業主分は含めないこと。

⑨従業員等雇用計画

従業員等の雇用の予定（ あり ・ なし ） ※ある場合は下表に記入

	役員（法人の方のみ）	従業員（うち、家族）	パート・ アルバイト
市内居住	人	人（ 人）	人
市外からの転入	人	人（ 人）	人
市外居住	人	人（ 人）	人
計	人	人（ 人）	人

⑩事業（創業）のスケジュール

決算月（ ）月 ※法人は記入

起業等1年目		起業等2年目	
1月		1月	
2月		2月	

3月		3月	
4月		4月	
5月		5月	
6月		6月	
7月		7月	
8月		8月	
9月		9月	
10月		10月	
11月		11月	
12月		12月	

様式第3号 (第6条関係)

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	摘要

2 支出の部

単位：円

区分	予算額		摘要
	事業費	補助対象経費	

注 金額、時期、内容等が確認できる書類の写しを添付すること。

様式第4号 (第6条関係)

法人概要書

法人の名称	
構成員数	人
法人の住所	
役員の状況	
連絡先	代表者・法人事務所 (事務局)  氏 名  TEL  FAX  Eメール

添付書類

- (1) 法人の規約等
- (2) 役員名簿

様式第5号（第6条関係）

推薦書

年 月 日

南あわじ市長 様

推薦団体名及び代表者名 ④

年度において、次の者が計画する起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付申請に係る事業計画等について、経営指導等の結果、適正であるため、南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき推薦します。

1 推薦する者

- (1) 申請者住所
- (2) 申請者（代表者氏名）
- (3) 事業所所在地
- (4) 事業所名

2 推薦に当たっての意見書

- (1) 担当経営指導員名
  
- (2) 推薦に当たっての意見

様式第6号（第6条関係）

誓約書

私は、起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付申請をするにあたり、以下の項目について、誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又は、この誓約を遵守しないことがあった場合、当該補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

- 1 起業等及び空き家等活用支援事業に合致する事業であること。
- 2 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係でないこと。
- 3 市税等の滞納はなく、今後も滞納しないこと。
- 4 商工会に加入する意思があること。
- 5 改修工事の実施及び空き家等の取得に当たっては建築基準法その他の関係法令を遵守すること。

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者住所  
申請者（代表者氏名）  
事業所所在地  
事業所名  
電話番号

様式第7号（第7条関係）

起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付で申請のあった起業等及び空き家等活用支援事業補助金の交付については、南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 交付年度
- 2 業種、事業所の名称及び所在地
  - (1) 業種：
  - (2) 名称：
  - (3) 所在地：
- 3 補助金の交付決定額 円
  - (内訳) 基本補助金 円
  - 加算金合計 円

様式第8号（第7条関係）

起業等及び空き家等活用支援事業補助金不交付通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付けで申請のあった起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付申請について  
審査したところ交付が認められませんでしたので、南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補  
助金交付要綱第7条の規定に基づき、通知します。

（理由）

様式第9号（第8条関係）

起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

補助事業者住所

代表者氏名

事業所所在地

事業所名

電話番号

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった 年度起業等及び空き家等活用支援事業について、次のとおり内容を変更したいので、承認願いたく南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 業種、事業所の名称及び所在地等

業種		
事業所	名 称	
	所 在 地	
	所有者の住所	
	所有者の氏名	

2 起業した日 年 月 日

3 添付資料

- (1) 変更後の事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更後の収支予算書（様式第3号）
- (3) 変更理由書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第9条関係）

起業等及び空き家等活用支援事業実績報告書

年 月 日

南あわじ市長 様

補助事業者住所

代表者氏名

事業所所在地

事業所名

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた 年度起業等及び空き家等活用支援事業を次のとおり実施しましたので、南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

1 業種、事業所の名称及び所在地

(1) 業 種：

(2) 名 称：

(3) 所在地：

2 補助金交付決定額 円

3 起業した日 年 月 日

4 添付資料

(1) 事業実施報告書（様式第11号）

(2) 収支決算書（様式第12号）

(3) 世帯全員の住民票の写し（申請時の住所と異なる場合に限る。）

(4) 個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し

(5) 未納税額のない証明書（発行日から1月以内のもの）

(6) 法人の場合は、法人の登記事項証明書

(7) 許認可等が必要な業種の場合は、当該許可書等の写し

(8) 金額、時期、内容等が確認できる書類の写し

(9) 空き家等の登記事項証明書（空き家等を取得する場合に限る。）

(10) その他市長が必要と認める書類

事業実施報告書

事業の目的	
実施内容	(1) 実施手法 ※どのような方法で事業を進めたか記載してください。
	(2) 実施経過 ※事業の実施当初から時系列で記載してください。
事業の効果	
来年度の 課題	※今後の状況報告書で使用します。

収支決算書

1 収入の部

単位：円

区分	決算額	摘要

2 支出の部

単位：円

区分	決算額	摘要

注1 領収書等で金額、時期、内容等が確認できる書類の写しを添付すること。

注2 備品及び工事で、着手前及び完了後の確認写真を添付すること。

様式第13号（第10条関係）

起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付けで実績報告のあった事業の補助金の交付については、次のとおり確定したので、南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- 1 交付年度
- 2 業種、事業所の名称及び所在地
  - (1) 業種：
  - (2) 名称：
  - (3) 所在地：

- 3 補助金の交付決定額 円
  - (内訳) 基本補助金 円
  - 加算金合計 円

- 4 南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第12条に該当した場合は、後日、補助金の返還を命ずることがあります。

様式第14号（第11条関係）

起業等及び空き家等活用支援事業補助金請求書

年 月 日

南あわじ市長 様

補助事業者住所

代表者氏名

事業所所在地

事業所名

電話番号

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた起業等及び空き家等活用支援事業補助金について、南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求額

円

〈口座振込依頼〉

交付される補助金は次の口座へ振り込みをお願いします。

金融機関名： 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合 支店

預金口座：

口座番号：

(フリガナ)

口座名義人：

年 月 日

様

南あわじ市長

起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付決定取消通知書

南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、補助金の交付決定を取り消したので通知します。

交 付 決 定 事 業 所 名	
交 付 決 定 日 及 び 文 書 番 号	
交 付 決 定 額	円
交 付 決 定 取 消 額	円
取 消 し の 理 由	
そ の 他	

様式第16号 (第12条関係)

年 月 日

様

南あわじ市長

起業等及び空き家等活用支援事業補助金返還命令書

南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、返還を命ずるので通知します。

返 還 決 定 日	
交 付 決 定 日 及 び 文 書 番 号	
交 付 決 定 額	円
返 還 額	円
返 還 期 限	
返 還 命 令 の 理 由	